

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

### 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年7月8日に議長及び市長等に提出し、令和2年7月22日に議会報告されています。）

#### 1 監査の対象

新南陽総合支所

地域政策課、市民福祉課

教育委員会事務局新南陽総合出張所

#### 2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年4月）から令和2年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

令和2年4月6日から令和2年7月8日まで

#### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

##### (1) 共通的事項

ア 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

イ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

ウ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

ア 減免の理由及び手続は適正か。

イ 収納金は遅滞なく指定金融機関に払い込まれているか。

(3) 支出事務

ア 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。

イ 補助金について、事業計画書どおりの精算が行われているか。

(4) 契約事務

ア 検査、検収は厳正に行われているか。

イ 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

ウ 契約書の内容は適切か。

(5) 財産管理事務

ア 備品は正しく分類整理され、不用品の廃棄処理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

新南陽総合支所

地域政策課

(1) 収入事務

ア 自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあつた。

(2) 契約事務

ア 業務委託について、仕様書と報告書の記載内容が異なるものがあつた。

(3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。